

報告第18号

権利放棄の報告について

西海市債権管理条例（平成 26 年西海市条例第 23 号）第 16 条第 1 項の規定により、市の債権について、別紙のとおり放棄したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 4 日 提出

西海市長 瀬川 光之

令和7年度債権放棄一覧（西海市債権管理条例第16条第3項）

No.	放棄した債権の名称	放棄した債権の年度	放棄した債権の金額(円)	放棄した債権の件数	放棄した事由 (債権管理条例)
1	上水道料金	平成28年度～令和2年度	120,946	2	第16条第1項第1号
2	公営住宅使用料	平成8年度～平成16年度	862,100	8	第16条第1項第7号
3	公営住宅使用料	平成25年度	18,000	1	第16条第1項第7号
4	公営住宅使用料 駐車場使用料	平成11年度～平成18年度	600,300	8	第16条第1項第7号
5	公営住宅使用料	平成17年度～平成21年度	264,800	5	第16条第1項第7号
6	公営住宅使用料	平成13年度～平成14年度	222,740	2	第16条第1項第7号
7	公営住宅使用料	平成13年度～平成20年度	900,000	8	第16条第1項第7号
8	公営住宅使用料	平成19年度～平成20年度	172,600	2	第16条第1項第7号
9	公営住宅使用料	平成2年度 平成9年度～平成19年度	1,545,920	12	第16条第1項第6号
10	公営住宅使用料	平成15年度～平成16年度	316,450	2	第16条第1項第3号
11	公営住宅使用料	平成10年度 平成13年度～平成16年度	443,000	5	第16条第1項第7号
12	公営住宅使用料	平成6年度～平成7年度, 平成 11年度, 平成14年度～平成15 年度, 平成19年度	388,300	6	第16条第1項第7号
13	公営住宅使用料	平成16年度～平成19年度	622,280	4	第16条第1項第7号
14	公営住宅使用料	平成9年, 平成10年 度, 平成13年度	480,135	3	第16条第1項第7号
15	公営住宅使用料 浄化槽使用料	平成28年度	111,500	2	第16条第1項第6号
16	公営住宅使用料 駐車場使用料	平成16年度～平成21年度	672,600	9	第16条第1項第7号
17	公営住宅使用料	平成12年度～平成21年度	772,100	10	第16条第1項第7号
	合計		8,513,771	89	

放棄した事由(西海市債権管理条例の適用条項)

第16条第1項第1号 債務者が生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、納付期限から相当の期間を経過した後においても、なお資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込がないと認められるとき。

第16条第1項第2号 破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。

第16条第1項第3号 当該債権について、債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込がないときで、かつ、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

第16条第1項第4号 強制執行等又は施行令第171条の4に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

第16条第1項第5号 施行令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置の対象となった日又は当該徴収停止の措置の対象と市長が確認した日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

第16条第1項第6号 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

第16条第1項第7号 当該債権（非強制徴収公債権については、判例により時効の援用が必要と判断されるものに限る。）の消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用する意思を示さないとき。